

## 記載例

(差押債権目録—給与・賞与—養育費3名分)

※ この差押債権目録は、養育費の未払分と将来の養育費を合わせて差し押さえる場合に使用してください。

※ 請求債権目録 No. 7 と No. 10 に対応しています。  
(この記載例 No. 7 の場合の記載例です。)

※ 下記1, 2について、1は請求債権目録記載の1 (確定期限が到来している債権及び執行費用) の合計額、2は請求債権目録記載の2 (確定期限が到来していない各定期金債権) に記載したのと同様に記入してください。

## 差 押 債 権 目 録

- 1 金 728,691 円 (請求債権目録記載の1)
- 2 (1) 令和 2年 1月から令和 5年 5月まで, 毎月 末日限り金  
20,000 円ずつ (請求債権目録記載の2の(1))
- (2) 令和 2年 1月から令和 8年12月まで, 毎月 末日限り金  
20,000 円ずつ (請求債権目録記載の2の(2))
- (3) 令和 2年 1月から令和10年11月まで, 毎月 末日限り金  
20,000 円ずつ (請求債権目録記載の2の(3))

債務者 ( ○○○○ 勤務) が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2の(1)・(2)及び(3)の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

### 記

- (1) 給料 (基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く) から所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の2分の1  
(ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1  
(ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、上記(1)・(2)により弁済しないうちに退職したときは、退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、上記(1)・(2)と合計して頭書1及び2の金額に満つるまで。